腎臓の機能障害の状況及び所見

|  |
| --- |
| （該当するものを○で囲むこと。)１　腎機能 ア　内因性クレアチニンクリアランス値　（　　　mℓ／分）測定不能　イ　血清クレアチニン濃度　　　　　　　（　　　mg／dl）　ウ　血清尿素窒素濃度　　　　　　　　　（　　　mg／dl）　エ　24時間尿量　　　　　　　　　　　　（　　　mℓ／日）　オ　尿　所　見　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）２　その他参考となる検査所見　　（胸部Ｘ線、眼底所見、心電図等）３　臨床症状（該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の〔　〕内に記入すること。）　ア　腎不全に基づく末梢神経症　　（有・無）〔　　　　　　　　　　　　　〕　イ　腎不全に基づく消化器症状　　（有・無）〔食思不振、悪心、嘔吐、下痢〕　ウ　水分電解質異常（有・無）　Ｎa　　mＥq／l、　　Ｋ　　mＥq／l　　　　　　　　　　　　　　　　Ｃa　　mＥq／l、　　Ｐ　　mg／dl　　　　　　　　　　　　　　　　浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、　　　　　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　　）　エ　腎不全に基づく精神異常　（有・無）〔　　　　　　　　　　　　　　　〕　オ　Ｘ線上における骨異栄養症（有・無）〔高度、中等度、軽度〕　カ　腎性貧血　　　　　　　　（有・無）Ｈb　　　ｇ／dl、Ｈt　　　％　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　赤血球数　　×104／mm3　キ　代謝性アチドージス　　　（有・無）〔ＣＯ2又はＨＣＯ―3　　　mＥq／ℓ〕　ク　重篤な高血圧症　　　　　（有・無）　最大血圧／最小血圧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　／　　　　mmＨg　ケ　腎不全に直接関連するその他の症状（有・無）〔　　　　　　　　　　　　　　　〕４　現在までの治療内容　　（慢性透析療法の実施の有無（回数　　　／週、期間）等）５　日常生活の制限による分類　ア　家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの　イ　家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものウ　家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの　エ　自己の身辺の日常生活活動を著しく制限されるもの |